

城東区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、城東区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、平成25年10月1日を任期の始期とする城東区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 平成25年10月1日現在で満20歳以上の者であること
- (3) 本市附属機関等を複数兼職しているものでないこと
- (4) 大阪市役所職員でないこと
- (5) 大阪市暴力団排除条例に定義される者でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、10名とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

- 2 応募者に対しては、城東区区政会議委員公募申込書（申込者の住所・氏名・生年月日・応募の動機・「市政改革プラン」か「城東区将来ビジョン」をテーマに関心のあることを400字から800字程度にまとめたご意見等の事項を記載したもの）を求めるものとする。 別紙様式1

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、区長が指名する者において行う。

- 2 選考の方法は、提出書類の審査とする。ただし、必要に応じて面接を実施するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。